

# 課税原票管理システム機器等賃貸借

## 調達仕様書

### 一 目 次

第1章 概要 .....	- 2 -
1 目的 .....	- 2 -
2 基本的な考え方 .....	- 2 -
3 その他 .....	- 3 -
第2章 調達範囲 .....	- 4 -
1 契約期間 .....	- 4 -
2 納入物品 .....	- 4 -
3 納入場所 .....	- 6 -
4 本市の環境 .....	- 6 -
第3章 パッケージの仕様 .....	- 9 -
1 基本機能 .....	- 9 -
2 管理機能 .....	- 9 -
3 課税資料の取込み .....	- 10 -
4 資料番号の付番及び表示 .....	- 13 -
5 名寄せ .....	- 14 -
6 検索 .....	- 14 -
7 画面表示 .....	- 15 -
8 印刷等 .....	- 15 -
9 データ連携仕様 .....	- 16 -
10 データ移行 .....	- 17 -
第4章 本市の環境及びパッケージ以外のソフトウェア・ハードウェアの仕様 .....	- 18 -
1 本市の環境 .....	- 18 -
2 ハードウェアの仕様 .....	- 24 -
3 クライアント .....	- 26 -
4 ネットワーク .....	- 26 -
第5章 保守仕様 .....	- 27 -
1 問題解決支援 .....	- 27 -
2 訪問修理 .....	- 27 -
3 バックアップの取得 .....	- 28 -
4 情報提供 .....	- 28 -
5 操作研修の実施 .....	- 28 -
6 保守状況の報告 .....	- 29 -
7 本システムの情報セキュリティに関する会議の開催 .....	- 29 -
第6章 再委託について .....	- 31 -
第7章 その他の留意事項 .....	- 32 -
1 監督及び検査 .....	- 32 -
2 賃借期間終了時の取扱い .....	- 32 -
3 守秘義務について .....	- 32 -
4 長期継続契約 .....	- 33 -

千葉市財政局税務部課税管理課

## 第1章 概要

### 1 目的

個人住民税は、賦課課税形式を採用しており、市町村は各納税義務者の課税資料を基に賦課額を決定しています。

限られた時間の中で適切な賦課事務を実現するため、課税資料をイメージデータ化し、税業務システムである千葉市のM I C J E T 税務システム（以下「税務システム」という。）と連携することで、瞬時に管理・検索・閲覧できるようにし、資料管理の効率化を図ります。

本件調達は、これに必要となる機器等一式である課税原票管理システム（以下、「本システム」といいます。）を賃貸借契約により導入するものです。

### 2 基本的な考え方

本件調達は、次にあげる項目を全て満たすことを基本とします。

#### (1) 品質の確保

本システムは、個人住民税の課税計算に用いるものであり、個人住民税の課税を通して市民等の財産に影響を及ぼすものであることから、適正かつ円滑な運用を維持するために必要な品質を確保するものとします。

#### (2) 信頼性

本システムは、担当職員が日常業務で使用するものであるため、障害の発生頻度を極力抑えることはもとより、障害の速やかな検知と回復を考慮した高い信頼性を有するものとします。

#### (3) 情報セキュリティ対策

本システムでは、情報資産に対する機密性・完全性・可用性を十分に確保するため、「千葉市情報セキュリティポリシー」等に基づく情報セキュリティ対策を講じるとともに、各種ログ（アクセスログ、データベースログ、システムログ、エラーログなど）の管理、ウィルス対策・セキュリティパッチ適用等（データの盗難・改ざんの防止、動作状況の監視、障害回復等）、（外部媒体への）出力制御、フォルダアクセス制御・暗号化、端末アプリケーション制御等を実施することを必要とします。また、本システムは、機微な個人情報を取り扱うものであるため、高い機密性及び完全性を確保することが求められます。

これらに記載のない事項及び疑義が生じた場合は、千葉市、受注者が協議のうえ、定めることとします。

#### (4) ハードウェア及びソフトウェアについて

本システムを構成するハードウェア及びソフトウェアは、メーカーが一般市場において販売するため主要な製品系列の一環として製造する物品であり、同一機種において過去に十分な出

荷・稼動実績を有していることとします。また、ハードウェアに関しては、納品時より5年間以上保守サービスを提供できる製品であること、ソフトウェアに関しては、機器納入時において最新のバージョンであることとします。

#### (5) 拡張性

本システムの調達後、地方税法の改定等に伴うシステム改修やシステム利用者数の増加に対応する際に、機器の抜本的な入替えを要することなく、ソフトウェアのバージョンアップやライセンスの追加導入等で容易かつ安価に対応できる拡張性を有していることとします。

#### (6) 端末についての注意点

本システムは税務システム用端末を共用するため、当該端末の仕様及び設定を変更することなく、使用できることとする。

また、本調達に含まれる端末（制御端末）については、ファイアウォールを経由して統合サーバ※に接続すること。なお、機器の設定を行う際は、統合サーバ運用事業者等の指示に従い作業を行うこと。

##### ※統合サーバ

運用の効率化やコスト縮減を図るために構築した、仮想化技術を利用した情報システム集約基盤であり、住民情報系システムのホスティングサービスを提供するデータセンターと同じデータセンターで運用されている。

#### (7) アクセス制御

- ア 端末又は情報システムのいずれかのログイン時に知識認証（ID、パスワード方式）、所有物認証（電子証明書など）、生体認証（静脈認証など）の内2つを用いた2要素認証を行うこと。
- イ 主体認証により、システムへのアクセス制御を行うこと。
- ウ 主体認証に基づき、機能ごとの利用権限を制御すること。
- エ 知識認証情報（パスワード等）には有効期限を設定し、定期的に変更される仕組みとすること。
- オ 主体認証試行回数を制限（連続した認証エラー時には認証情報をロックする等）すること。

### 3 その他

本仕様書は、上記の目的及び基本的な考え方に基づいた機能及び構成等について、最低限の基準を示したもので

## 第2章 調達範囲

### 1 契約期間

賃貸借期間	令和4年1月23日（日）から令和9年1月22日（金）
納入期限	令和4年1月21日（金） 受注者は本調達機器等の搬入・設置、設計・構築・インストール、環境設定・動作検証及び研修等を納入期限までに完了し、賃貸借期間初日から運用可能な状態でサービスを開始できること。

契約期間は、契約日から令和9年1月22日（金）（本件調達機器等の賃貸借期間の終期）までとなります。

ただし、契約日から上記賃貸借期間の始期までの間は、システム導入に係る準備期間とし、その間の費用支払いは別途、生じないものとします。

なお、本市が想定している導入スケジュールは次のとおりです。

作業内容	実施時期
作業スケジュールの作成及びレビュー	契約締結後速やかに実施
サーバとクライアント間の疎通テスト	令和3年12月中旬～下旬
データ移行	作業スケジュールの作成及びレビュー後速やかに実施し、以下の期限に完了 ・平成28～令和3年度分 令和4年1月22日まで ・平成24～27年度分 令和4年3月31日まで
操作研修の実施	疎通テスト完了後、運用開始までの間
システム運用開始（賃貸借開始）	令和4年1月23日 ※令和4年1月22日までは、現行のシステムを利用して課税資料の閲覧を行います。
賃貸借期間の終期	令和9年1月22日

### 2 納入物品

#### （1）賃貸借物品（詳細については次章以降参照）

##### ア ソフトウェア

本システムの核となるソフトウェア本体（以下「パッケージ」という。）のほか、システムを正常に稼働させるために必要なソフトウェアを含みます。（スキヤナ制御端末3台分、課税原票管理システムで使用するサーバ、中継サーバ分）

ウィルス対策ソフトについては特段、指定はありませんが、第4章1（1）カに記載するソフトを利用する場合、パターンファイルの取得が可能となり、パターンファイルの取得に関する設定及び保守等は受注者が対応すべき内容となります。（スキヤナ制御端末3台分、課税原票

管理システムで使用するサーバ、中継サーバ分)

イ ハードウェア

- ・課税原票等の資料をイメージとして読み取るスキャナ（3台）
- ・統合サーバに構築するシステムにスキャニングした資料イメージを登録するとともに、データを送受信するための制御端末（3台）
- ・ファイアウォール（2台）
- ・その他ネットワーク機器やシステムを正常に稼働させるために必要な機器

(2) ドキュメント

ア パッケージの機能説明書

イ システム構成図

ウ ハードウェア説明書

エ 操作説明書（利用者用及び管理者用）

オ 保守体制図及び緊急連絡体制図

カ システム運用月次報告書（システムの稼働状況や障害の発生頻度等に関する報告書）

※カについては、冒頭の納入期限には提出不要とし、賃貸借開始月以降は、毎月5日（5日が週休日等の場合は翌営業日）までに任意の様式で提出するものとします。

(3) 付帯作業

ア ソフトウェアの構築

イ ハードウェア設置作業

ウ ネットワーク及び電源ケーブルの敷設作業

エ 現契約システムからのデータ移行作業・動作検証

オ ソフトウェアとハードウェア及びクライアントとの疎通確認

カ ファイアウォールの設定および疎通確認

キ 本システムと税務システムの連携の確認

ク ソフトウェア、ハードウェア及び中継サーバに関する保守・点検

ケ システムに関する問い合わせ対応

コ システム操作研修の実施

サ 本システムの情報セキュリティに関する会議の開催

シ 賃貸借終了後のハードウェアの解体及び搬出並びにネットワーク等納入物品の撤去

※中継サーバを介したデータ連携については、税務システムのインターフェイスを変更することなく実現させること。

※エの動作検証及びオの疎通確認は、移行又は読み込んだ課税資料について検索・閲覧等の機能が適切に利用できるかどうかの検証や確認を実施します。

※キの連携の確認については、税務システムの設定変更後の連携に問題が生じないかの検証や確認を実施します。

### 3 納入場所

#### (1) 賃貸借物品

ア ソフトウェア

本市が指定する場所

イ ハードウェア

(ア) スキャナ・制御端末 千葉市東部市税事務所（若葉区役所内）市民税課（1台）  
千葉市西部市税事務所（美浜区役所内）市民税課（2台）

(イ) ファイアウォール 千葉市東部市税事務所市民税課（1台）  
千葉市西部市税事務所市民税課（1台）

#### (2) ドキュメント

千葉市財政局税務部課税管理課

#### (3) 付帯作業

ア ハードウェア設置作業及びネットワーク等敷設作業

千葉市若葉区役所、千葉市美浜区役所及び本市が指定する場所

イ 保守作業

保守対象機器の設置場所

ウ システム操作研修

本市が指定する場所（千葉市内）

### 4 本市の環境

#### (1) ネットワーク

本市のネットワークは、インターネット系、内部事務系、基幹系に分かれており、本システムは、基幹系ネットワーク内の統合サーバ上に構築することとなります。

また、同じ基幹系ネットワーク内でも住民情報系システムとは分離されているため、税務システムとは中継サーバを介した連携となります。

#### (2) 現行イメージ容量について

次の表のとおりとなります。

※令和3年8月6日時点

年度毎のイメージ容量 (GB)	2017	900.1
	2018	186.6
	2019	197.7
	2020	198.0
	2021	194.3
	計	1,676.7

**【千葉市財政局税務部課税管理課】課税原票管理システム機器等貯蔵借 調達仕様書**

種別	区分	カラー	解像度 (DPI)	形式	年度	件数	枚数	種別	区分	カラー	解像度 (DPI)	形式	年度	件数	枚数
修正申告	データ	フル カラー	200	PNG	2012-16	833	1,131	更正決議書	データ	フル カラー	200	PNG	2012-16	408	490
					2017	1,662	2,457						2017	731	844
					2018	1,235	1,693						2018	453	502
					2019	1,081	1,403						2019	63	66
					2020	566	694						2020	38	40
					2021	235	300						2021	22	27
					小計	5,612	7,678						小計	1,715	1,969
修正申告	データ	フル カラー	200	TIFF	2012-16	1,311	1,781	更正決議書	データ	フル カラー	200	TIFF	2012-16	2,378	2,832
					2017	1,215	1,796						2017	2,944	3,399
					2018	1,632	2,237						2018	3,071	3,395
					2019	1,824	2,367						2019	2,990	3,148
					2020	1,309	1,605						2020	2,074	2,176
					2021	703	898						2021	227	275
					小計	7,994	10,684						小計	13,684	15,225
確定申告A	データ	フル カラー	200	PNG	2012-16	112	122	確定申告B	データ	フル カラー	200	PNG	2012-16	1,888	2,350
					2017	7,046	13,410						2017	69,797	148,023
					2018	9,146	17,432						2018	68,341	144,250
					2019	10,413	19,994						2019	73,654	155,653
					2020	3,706	7,270						2020	85,701	175,708
					2021	3,829	7,623						2021	91,066	195,906
					小計	34,252	65,851						小計	390,447	821,890
確定申告A	データ	フル カラー	200	TIFF	2012-16	3,832	4,128	確定申告B	データ	フル カラー	200	TIFF	2012-16	5,324	6,639
					2017	36,322	69,129						2017	62,232	131,979
					2018	35,977	68,567						2018	65,022	137,245
					2019	34,223	65,711						2019	62,557	132,201
					2020	19,604	38,451						2020	74,525	152,795
					2021	16,738	33,322						2021	64,072	137,835
					小計	146,696	279,303						小計	333,732	698,694
住民税申告書	紙	フル カラー	200	JPEG	2012-16	252,082	605,776	異動届	紙	フル カラー	200	PNG	2012-16	—	—
					2017	50,094	139,775						2017	2	4
					2018	47,943	143,617						2018	33,677	67,370
					2019	47,569	141,777						2019	60,255	120,517
					2020	45,422	136,705						2020	59,835	119,889
					2021	34,250	121,843						2021	55,763	55,763
					小計	477,360	1,289,493						小計	209,532	363,543
家屋敷住民税申告書	紙	フル カラー	200	JPEG	2012-16	2	4	申告特例通知書	紙	フル カラー	200	TIFF	2012-16	28	78
					2017	24	50						2017	24,163	24,320
					2018	34	167						2018	34,886	34,908
					2019	53	110						2019	3,550	3,553
					2020	7	14						2020	426	431
					2021	17	38						2021	114	124
					小計	137	383						小計	63,167	63,414
事業所住民税申告書	紙	フル カラー	200	JPEG	2012-16	—	—	その他資料	紙	フル カラー	200	JPEG	2012-16	81,061	125,364
					2017	2	4						2017	5,769	9,955
					2018	1	4						2018	6,542	12,123
					2019	—	—						2019	5,238	11,341
					2020	54	137						2020	12,974	12,974
					2021	—	—						2021	7,190	7,190
					小計	57	145						小計	118,774	178,947
給与支払報告書	紙	フル カラー	200	JPEG	2012-16	2,445,942	2,445,947	その他資料	紙	フル カラー	200	PNG	2012-16	181	238
					2017	447,991	447,991						2017	139	164
					2018	436,608	436,608						2018	11	34
					2019	435,044	435,044						2019	—	—
					2020	417,838	417,838						2020	11	18
					2021	328,404	328,404						2021	246	246
					小計	4,511,827	4,511,827						小計	588	700
給与支払報告書	データ	フル カラー	200	TIFF	2012-16	770,510	770,510	その他資料	紙	フル カラー	200	TIFF	2012-16	42	54
					2017	289,026	289,026						2017	351	409
					2018	315,726	315,726						2018	3	9
					2019	327,576	327,576						2019	45	63
					2020	364,359	364,359						2020	24	44
					2021	440,648	440,648						2021	1	1
					小計	2,507,845	2,507,845						小計	466	580
年金支払報告書	紙	フル カラー	200	JPEG	2012-16	234,137	234,148	その他資料	紙	フル カラー	200	TIFF	2012-16	42	54
					2017	10,935	10,963						2017	351	409
					2018	12,422	12,422						2018	—	—
					2019	9,315	9,315						2019	45	63
					2020	7,291	7,291						2020	24	44
					2021	6,140									

(3) その他

パッケージを含むソフトウェアは、適宜本市の環境に対応すること。

なお、クライアント端末の更新等、パッケージを含むソフトウェアに大規模な修正が必要となつた場合については、別途本市と協議の上、対応方針を決定する。

## 第3章 パッケージの仕様

パッケージが具備すべき機能を以下に示します。

### 1 基本機能

(1) 以下に示す個人住民税の課税資料を取り込み、年度ごとに一元的に管理できること。

- ア 所得税確定申告書（修正申告書、更正決議書を含む。）
- イ 市・県民税申告書（以下「住民税申告書」という。）
- ウ 給与支払報告書
- エ 年金支払報告書
- オ 寄附金税額控除に係る申告特例通知書
- カ 給与特別徴収に関する異動届等
- キ 家屋敷住民税申告書
- ク 事業所住民税申告書
- ケ その他資料

(2) 上記（1）で取り込んだ課税資料について、以下の操作が行えること。

- ア 資料番号の付番及び表示
- イ 名寄せ
- ウ 検索
- エ 画面表示
- オ 印刷

(3) 上記（1）で取り込んだ課税資料について、税務システムの機能（POST メソッドによる URL 指定）及び本システムの機能（WEB 方式等）のいずれでもイメージを表示し、閲覧することができる。

(4) 上記（1）で取り込んだ課税資料について、画像ファイル（PDF ファイル等）を作成することができる。

### 2 管理機能

ユーザ ID 及びパスワード等により、使用者を識別し、操作権限や閲覧に制限をかける機能を有すること。制限は、グループ単位で設定でき、設定できるグループの数は 20 個以上であること。使用者へのグループ登録や変更は、本市職員が設定できること。

資料閲覧や、登録情報の更新の際に、日時及び対応職員のログを記録として採取できること。

### 3 課税資料の取込み

#### (1) 所得税確定申告書

##### ア 国税連携データ (e-Tax)

税務システムが所得税確定申告書のデータ送信システム（以下「国税連携システム」という。）から一括でダウンロードしたデータに固有番号を付与するなど一部処理を加えたものを取り込むことができる。

##### (ア) ファイル形式

CSV ファイル形式で取り込むことができる。

##### (イ) 取込み方法

エクスプローラ上でファイルを指定のフォルダにコピーするなど、本調達に含まれる端末の OS 又はブラウザの基本機能を使って容易にデータの取込み処理ができる。

##### (ウ) 疑似イメージ化

取り込んだ CSV ファイルの数値を以下の様式に埋め込み、イメージを作成すること。

- a 確定申告書 A (第一表)
- b 確定申告書 A (第二表)
- c 確定申告書 B (第一表)
- d 確定申告書 B (第二表)
- e 確定申告書 B (第三表)
- f 確定申告書 B (第四表 (一))
- g 確定申告書 B (第四表 (二))

※上記以外の様式についてもパッケージとして対応可能な範囲でイメージ資料を作成することとする。

##### イ 国税連携データ (KSK 分)

税務システムが国税連携システムから一括でダウンロードしたデータに固有番号を付与するなど一部処理を加えたものを取り込むことができる。

##### (ア) ファイル形式

CSV ファイル形式で取り込むことができる。また、画像データについては、国税連携システム標準の tiff 形式でそのまま取り込むことができる。

##### (イ) 取込み方法

エクスプローラ上でファイルを指定のフォルダにコピーするなど、本調達に含まれる端末の OS 又はブラウザの基本機能を使って容易にデータの取込み処理ができる。

##### ウ 紙の確定申告書、修正申告書、更正決議書

本件調達対象のスキャナを使って画像データとして取り込むことができる。

#### (2) 住民税申告書、家屋敷住民税申告書、事業所住民税申告書

本件調達対象のスキャナを使って画像データとして取り込むことができる。

(3) 給与支払報告書

ア 給与支払報告書（紙）

本件調達対象のスキャナを使って画像データとして取り込むことができる。

イ 給与支払報告書（データ）

税務システムが地方税ポータルシステム（以下「エルタックス」という。）からダウンロードしたデータ又は電子媒体で提出されたデータに固有番号を付与するなど一部処理を加えたものを取り込むことができる。

(ア) ファイル形式

税務システムから出力された電子給報ファイルを、そのまま取り込むことができる。

(イ) 取込み方法

同章9に記載する中継サーバを介したデータの取込み処理及びエクスプローラ上でファイルを指定のフォルダにコピーするなど、本調達に含まれる端末のOS又はブラウザの基本機能を使ったデータの取込み処理ができる。

(ウ) 疑似イメージ化

取り込んだ電子給報ファイルの数値を地方税法施行規則第17号様式別表に埋め込み、イメージを作成すること。

(4) 年金支払報告書

ア 年金支払報告書（紙）

本件調達対象のスキャナを使って画像データとして取り込むことができる。

イ 年金支払報告書（データ）

(ア) 電子年金支払報告書（90通知）

税務システムがエルタックスからダウンロードしたデータに一部処理を加えたものを取り込むことができる。

a ファイル形式

税務システムから出力された電子年金支払報告書データファイルを、そのまま取り込むことができる。

b 取込み方法

同章9に記載する中継サーバを介したデータの取込み処理及びエクスプローラ上でファイルを指定のフォルダにコピーするなど、本調達に含まれる端末のOS又はブラウザの基本機能を使ったデータの取込み処理ができる。

c 疑似イメージ化

取り込んだ電子年金支払報告書データファイルの数値を地方税法施行規則第17号の2様式別表に埋め込み、イメージを作成すること。

(イ) 電子企業年金支払報告書

税務システムがエルタックスからダウンロードしたデータ又は電子媒体で提出されたデータに一部処理を加えたものを取り込むことができる。

a ファイル形式

税務システムから出力された電子企業年金ファイルを、そのまま取り込むことができるこ  
と。

b 取込み方法

同章9に記載する中継サーバを介したデータの取込み処理及びエクスプローラ上でファ  
イルを指定のフォルダにコピーするなど、本調達に含まれる端末のOS又はブラウザの基本  
機能を使ったデータの取込み処理ができること。

c 疑似イメージ化

取り込んだ電子企業年金ファイルの数値を地方税法施行規則第17号の2様式別表に埋め  
込み、イメージを作成すること。

(5) 寄附金税額控除に係る申告特例通知書

ア 寄附金税額控除に係る申告特例通知書（紙）

本件調達対象のスキャナを使って画像データとして取り込むことができるこ  
と。

イ 寄附金税額控除に係る申告特例通知書（データ）

税務システムがエルタックスからダウンロードしたデータに固有番号を付与するなど一部処  
理を加えたものを取り込むことができるこ  
と。

（ア）ファイル形式

税務システムから出力された電子寄附金ファイルを、そのまま取り込むことができるこ  
と。

（イ）取込み方法

エクスプローラ上でファイルを指定のフォルダにコピーするなど、本調達に含まれる端末  
のOS又はブラウザの基本機能を使ったデータの取込み処理ができるこ  
と。

（ウ）疑似イメージ化

取り込んだ電子寄附金ファイルの数値を地方税法施行規則第55号の5様式に埋め込み、イ  
メージを作成すること。

(6) 給与特別徴収に関する異動届等

本件調達対象のスキャナを使って画像データとして取り込むことができるこ  
と。

(7) その他資料

本件調達対象のスキャナを使って画像データとして取り込むことができるこ  
と。

## 4 資料番号の付番及び表示

### (1) 資料番号の付番

取り込む課税資料は、以下の規則に従い、資料番号として13桁の番号を付番すること。なお、資料番号中、連番項目（桁数8～13の箇所）については、スキャナを使って取り込む紙の課税資料は資料種別ごとに1番から連番で採番をし、電子データとして提出された課税資料は、税務システム等が事前に発番した番号の下6桁と同じ番号を採番することとする。

桁数												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
資料種別	入力区分	固定値	連番									

- 入力区分の使用  
コード一覧参照      入力区分の使用  
コード一覧参照      00を使用
- ・紙の課税資料（スキャン分）は資料ごとに、1番～999999番の順に連番で採番
  - ・データで提出された課税資料は、税務システム等が事前に発番した番号の下6桁と同じ番号を採番する

#### 資料種別の使用コード一覧

資料	コード	資料	コード
修正申告書	101	給与支払報告書（スキャン分以外）	302
更正決議書	102	年金支払報告書（スキャン分）	501
確定申告書B	103	電子年金支払報告書（TKC提出分）	505
確定申告書A	104	電子年金支払報告書（企業年金）	506
住民税申告書	201	その他	702
家屋敷住民税申告書	202	異動届	703
事業所住民税申告書	203	寄附金税額控除に係る申告特例通知書（スキャン分）	704
給与支払報告書（スキャン分）	301	電子寄附金税額控除に係る申告特例通知書	705

#### 入力区分の使用コード一覧

取り込み方法	コード
①資料種別101～104のうち、e-tax分	99
②資料種別101～104のうち、KSK分	77
③スキャナにより取り込んだデータ	スキャナの号機番号
④上記①～③以外（税務システム発番を利用するもの）	00

### (2) 資料番号の表示

(1) により付番した資料番号は、印刷時（縦書き）に左上余白に印字されること。

また、以下の表に示す資料については、資料閲覧時に画面表示をした際に本市が指定する位置に表示されること。なお、紙の課税資料（スキャン分）については、取り込み時に左上余白に印字するとともに、スキャナしたイメージに対しナンバーリング（ソフトウェアナンバーリング）も行うこと。

【取扱注意】本市の許可なくこのドキュメントの一部または全部を複写することを禁じます。

資料閲覧の際に資料番号を画面表示する位置

資料	対応する資料種別 のコード	印字位置
修正申告書	101	資料右上の余白
更正決議書	102	資料右上の余白
確定申告書B	103	資料右上の余白
確定申告書A	104	資料右上の余白
住民税申告書	201	資料右上の余白
家屋敷住民税申告書	202	資料右上の余白
事業所住民税申告書	203	資料右上の余白
給与支払報告書（スキャン分）	301	資料左上の余白
年金支払報告書（スキャン分）	501	資料左上の余白
その他	702	資料右上の余白
異動届	703	資料右上の余白
寄附金税額控除に係る申告特例通知書（スキャン分）	704	資料右上の余白

## 5 名寄せ

税務システムから出力された各種ファイル（詳細は同章9を参照）を使って各資料に個人の宛名情報を取り扱い、宛名情報ごとに資料を名寄せする機能を有すること。

## 6 検索

以下の情報を使って資料の検索が可能であること。

なお、宛名情報による検索を行う場合は複数のキーを組み合わせて検索できることとし、検索に該当する資料が複数あった場合は、該当資料を宛名情報とともに一覧表示して資料を特定することができる。

(1) 資料番号

(2) 宛名情報

- ア 宛名番号
- イ カナ氏名
- ウ 生年月日
- エ 世帯番号

(3) 以下、同章7(3)で付与した情報

対応（入力）期日で絞込ができ、且つ曖昧検索もできること

## 7 画面表示

### (1) 資料の表示

取り込んだ課税資料を画面表示する際には、複数資料を1画面に同時表示でき、同時表示した状態で、各々の資料について個別に画像の拡大、縮小及び回転することができる。

なお、数値データのみを取り込んだ資料については、各資料の様式にデータをはめ込んだイメージ画像を表示すること。

### (2) 画面の遷移

課税資料を画面表示した状態から、以下の条件に合致する課税資料へ画面を遷移できること。

なお、この操作はマウスによる操作の他に、ファンクションキー等、キーボードの1つのボタンを押下するだけで操作可能であること。

- ア 同一人の他の課税資料
- イ 同一人の前年又は次年の課税資料
- ウ 次の資料番号を持つ資料
- エ 前の資料番号を持つ資料
- オ 同一世帯の構成員の課税資料

### (3) 情報の付与

各課税資料に対して付箋やメモ書きの要領で任意の情報を付与することができ、職員間で情報を共有できること。メモは色分けができ、個別に登録・修正・削除をすること。

また、定型文も設定できること。

### (4) マイナンバーのマスキング

国税連携データ（e-tax）、エルタックスからダウンロードした課税資料については、マイナンバー表示位置にマスキングする機能を有すること。

なお、マスキング機能については、上記「2 管理機能」で設定した権限グループごとに、マスキングの有無を設定でき、且つマスキング無に設定する際には、その設定が与えられた職員の操作によりマスキングのON/OFFの切り替えが1つのボタンを押下することにより操作可能であること。

上記以外のスキャニング等で取り込んだデータについても、本市職員が手処理にて目隠し（マスク）できる機能を有すること。

## 8 印刷等

### (1) 課税資料の印刷

取り込んだ課税資料を印刷することができる。

また、数値データのみを取り込んだ資料については、各資料の様式にデータをはめ込んだイメージ画像を印刷すること。なお、「同章7（4）マイナンバーのマスキング」によりマイナンバーをマスキングしてある場合は、印刷時にも画面表示のとおりマイナンバーがマスキングされた状態で画

像を印刷すること。

#### (2) 課税資料の印刷画像ファイルの作成

税務システムから出力されたファイル（同章9（1）キ・ク・ケ）によるバッチ処理、又は本調達に含まれる端末からの操作のいずれにおいても作成が可能である機能を有すること。なお、本調達に含まれる端末からの操作はマウスによる操作の他に、ファンクションキー等、キーボードの1つのボタンを押下するだけで操作可能であること。

#### (3) 印刷時の拡張機能

課税資料の印刷時に、同章7（3）で付与した情報を重ねて印刷するか選択できること。

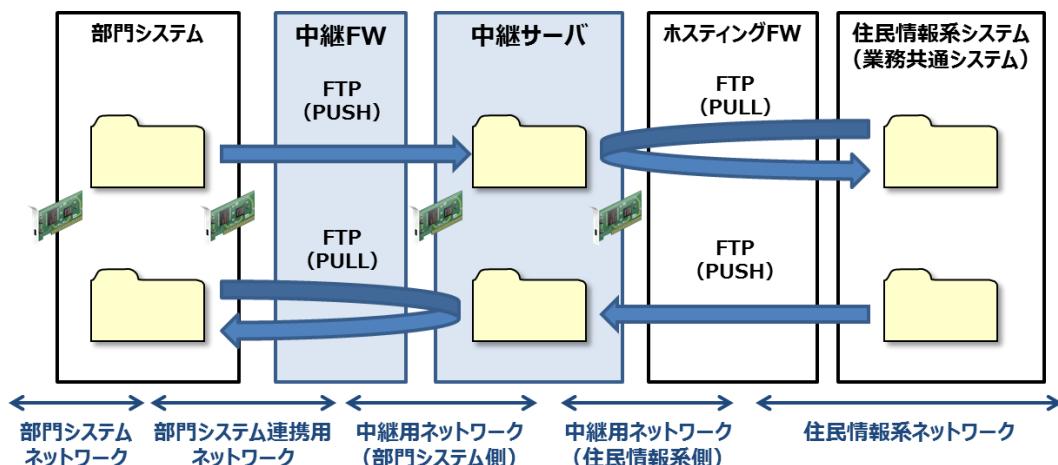
### 9 データ連携仕様

税務システムから出力される（1）のデータファイルについては、中継サーバを介して送受信することと併せてエクスプローラ上でファイルを指定のフォルダにコピーするなど、本調達に含まれる端末のOS又はブラウザの基本機能を使って容易にデータの取込み処理もできること。ただし、運用上は中継サーバを介して送受信することを原則とします。

また、（2）のデータファイルについては、エクスプローラ上でファイルを指定のフォルダにコピーするなど、本調達に含まれる端末のOS又はブラウザの基本機能を使って容易にデータの取込み処理ができることとします。

なお、通信回線の帯域幅については他システムへの影響を考慮し、本システムのサーバ等の設定より、「10Mbps」に制限することとします。

#### 【接続イメージ】



※税務システムのインターフェイスを変更することなく、下記のデータを連携すること。

※業務共通システムから中継サーバ、部門システムから中継サーバまでのネットワークについては、すでに構築されています。

※中継サーバを介したデータ連携について、設定及び本システムに起因した保守は受注者の責に帰すべき事項となります。

(1) 中継サーバを介して連携するデータファイル

- ア 住民基本情報ファイル
- イ 課税住民情報ファイル
- ウ 資料キーファイル
- エ 電子給報ファイル
- オ 電子年金支払報告書データファイル
- カ 電子企業年金ファイル
- キ 一括印刷情報ファイル（回送書）
- ク 一括印刷情報ファイル（返送書）
- ケ 一括印刷情報ファイル（宛名番号自動付設警告リスト分）

※「同章5 名寄せ」については、ア～ウのデータファイルにより実施すること。

(2) 上記(1)以外の方法により連携するデータファイル

- ア 国税連携ファイル（CSVファイル又はXMLファイル）
- イ 国税連携ファイル（TIFFファイル）
- ウ 電子寄附金税額控除に係る申告特例通知書データファイル

## 10 データ移行

本件調達により本システムに取り込んだデータは、次期調達納入者が契約開始時に本市の個人住民税賦課業務に滞りを生じさせることなく実装できるよう、データを引渡すこと。なお、データ移行の対象は、課税資料（数値データ又は画像データ）、固有番号及び同章7（3）で付与した情報とし、汎用的なファイルレイアウト（CSV形式及びTiff形式等）に変換を行うこと。

## 第4章 本市の環境及びパッケージ以外のソフトウェア・ハードウェアの仕様

本システムを運用するために本市のネットワークに係る説明及び必要なソフトウェアとハードウェア等の要件を以下に示します。なお、本システムを正常に作動させるために必要な物品は、全て本調達に含めることとします。

### 1 本市の環境

#### (1) プライベートクラウドについて

##### ア 環境（プライベートクラウドの概要）

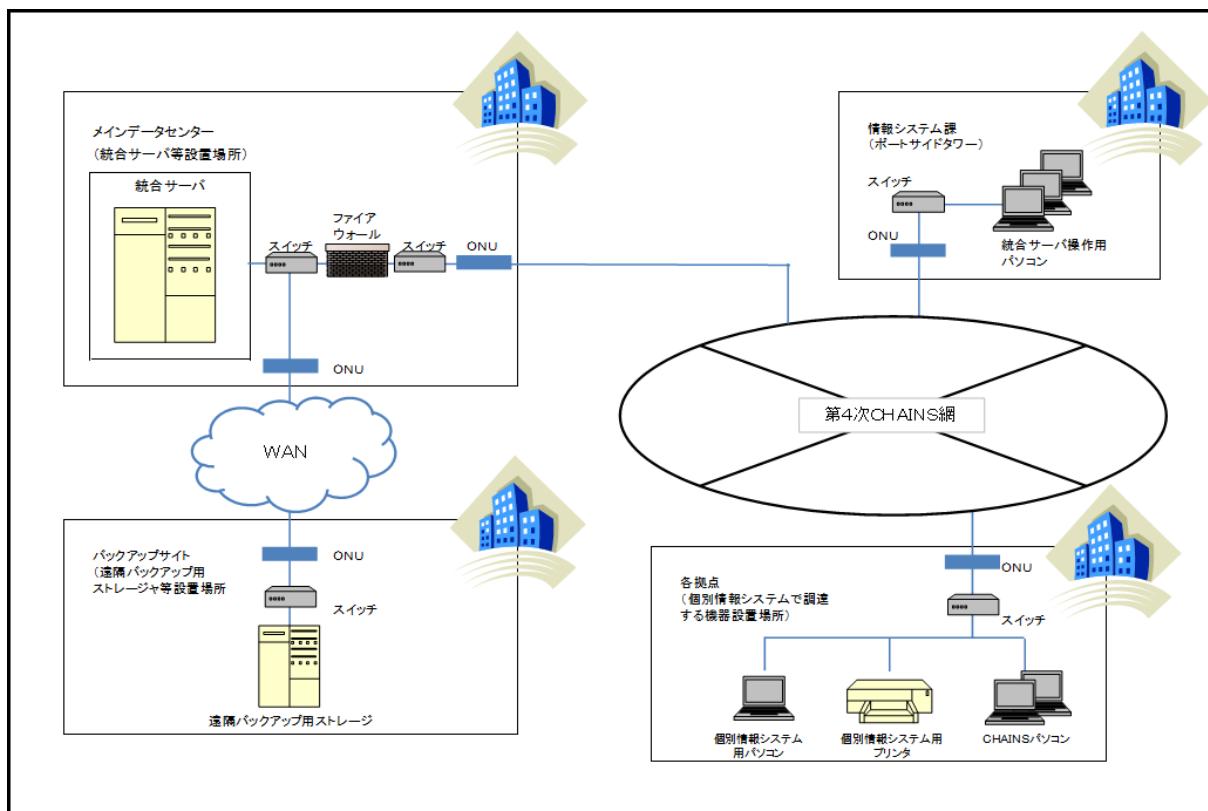
プライベートクラウドとは、千葉市の各部門が専用的に利用するクラウド環境であり、仮想化技術を活用した情報システム集約基盤である統合サーバにて構成されています。

府外のデータセンターに設置されており、データセンターと本市各拠点は閉域網で結ばれています。

統合サーバ上におけるシステムの構築・運用保守は、原則、情報システム課に設置する「統合サーバ操作用パソコン」から実施します。アクセス制御や通信経路の暗号化を行うことで、C H A I N S 端末や個別情報システム側で調達した端末からの構築・運用保守も可能な場合がありますが、データセンター内での作業は行いません。

##### イ ネットワーク構成

統合サーバのネットワーク構成は以下のとおりです。



## ウ プライベートクラウドの提供機能

プライベートクラウドが、個別情報システムに提供する機能は以下のとおりです。

NO	用語	説明
1	統合サーバ	個別情報システムの構成に合わせて、仮想マシンを提供する。 - 提供可能なOSライセンスはエ参照。 - 提供可能なりソース容量はオ参照。 HW障害時の復旧時間短縮のため、HA機能を導入している。（HA機能：稼働中のサーバに問題が生じてサーバが停止してしまった際に、自動的に待機システムに切り替える仕組み）
2	統合サーバ機能	
		時刻同期機能 CHAINSのNTPサーバへ時刻問合せをすることで、基準となる時刻を提供する。
		ファイル共有機能 個別情報システムに、ファイル共有領域（ネットワーク共有ドライブ）を提供する。
		バックアップ機能 個別情報システムに、ファイルバックアップ領域（ネットワーク共有ドライブ）を提供する。また、システムバックアップの取得を行う。
		監視機能 仮想マシンが稼働している仮想基盤サーバのHW監視及び仮想マシンの状態を監視する。
3	ファイアウォール	個別情報システムと他システムやパソコン間のアクセス制御を行う。
4	負荷分散機能	CHAINSパソコン等からのアクセスを個別情報システムの複数のWEBサーバ等に分散させる。
5	統合サーバ操作用パソコン	個別情報システムの構築・運用に利用するパソコンであり、情報システム課に5台設置される。

## エ 提供可能なライセンス

必要なライセンスを準備する担当区分は、現時点では次のとおり。（今後構成が変更になった際は利用できない場合があるので留意）

対象	区分①	区分②	準備担当
サーバ	OS	Windows	プライベートクラウド
		Windows仮想デスクトップ	個別システム (CHAINSパソコンから仮想デスクトップへのアクセスについては、CHAINSパソコンのSA権を利用します。)
		RedHatEnterpriseLinux	プライベートクラウド
		CentOS	個別情報システム運用業者
	ミドルウェア	Oracle Database Standard Edition	個別情報システム運用業者 (※)
		その他	個別情報システム運用業者

	アプリケーション	アンチウィルス	個別情報システム運用業者
		その他	個別情報システム運用業者
クライアント	OS	全て	個別情報システム運用業者
	ミドルウェア	全て	個別情報システム運用業者
	アプリケーション	アンチウィルス	個別情報システム運用業者 (CHAINS パソコンの場合は CHAINS 側で用意される。)
		その他	個別情報システム運用業者
	クライアントアクセスライセンス (CAL)	CHAINS パソコン	CHAINS 側で準備される。
		CHAINS パソコン以外	個別情報システム

なお、対応可能なサーバOS及びバージョンは次のとおり。新しくリリースされるバージョンについては別途協議が必要となります。

OS 種別	OS
サーバOS	Windows Server 2019
	Windows Server 2012 R2
	Windows Server 2012
	RedHat Enterprise Linux 7
	RedHat Enterprise Linux 6(64bit)
	RedHat Enterprise Linux 6
	RedHat Enterprise Linux 5(64bit)
	RedHat Enterprise Linux 5
	Cent OS 7
	Cent OS 6(64bit)
	Cent OS 6
仮想デスクトップOS	Windows10

#### 才 提供可能な仮想マシンのリソース容量

提供可能な仮想マシンのリソース容量の上限は次のとおり。

リソース	容量	備考
CPU	6コア	1当たりの性能は「Xeon E5-2697v2 2.7GHz」又は「Xeon E7-4870 2.4GHz」のコア1分と同等
メモリ	16GB	
ディスク (仮想マシン)	3300GB	仮想マシンの合計ディスク容量

ディスク (ファイルサーバ)	2500GB	バックアップ等の用途のために、仮想マシンとは別に提供するファイルサーバの領域
-------------------	--------	--

なお、リソース提供後であっても、運用開始後のリソース利用率が低い場合等は容量の削減を求めることがある。そのような場合、個別情報システムは削減作業に協力すること。

## カ 統合サーバ上の運用環境

### (ア) 統合サーバ操作用パソコン

プライベートクラウドとして5台用意。

#### <設置場所>

千葉ポートサイドタワー4階 情報システム課

#### <操作可能な項目>

- ・個別情報システムのサーバ再起動
- ・サーバのコンソール操作
- ・外付けデバイスのリマウント
- ・リモートデスクトップ等画面転送を利用したメンテナンス
- ・個別情報システムのサーバへのファイル転送

なお、「統合サーバ操作用パソコン」が設置されるネットワークでは、CHAINS パソコンのネットワークとは異なるため、システムの動作確認については CHAINS パソコンから行う必要があります。

#### <デバイスの取扱い>

##### ・USB デバイス

USB リムーバブルメディアを利用することが可能。(デバイスは個別情報システムが用意)

##### ・ODD デバイス

CD-ROM, CD-RW, DVD-ROM, DVD±R, DVD±RW, DVD-RAM を利用することが可能。

### (イ) セキュリティパッチ

プライベートクラウドでは、個別情報システムに対してセキュリティパッチの提供、適用を行わないので、個別情報システムごとに必要に応じて準備、適用を行う必要があります。

### (ウ) ウィルス対策

プライベートクラウドでは、個別情報システムに対してウィルス対策を行わないので、個別情報システムのサーバに対してウィルス対策ソフトウェアの準備、インストール、パターンファイルの更新を行う必要があります。

#### <ウィルス対策ソフトのパターンファイル取得方法>

SymantecEndpointProtection 又は TrendMicro のウィルスバスタークーポレートエディションの場合、府内環境 (CHAINS 又は統合サーバのウィルス対策管理サーバ) からパターンファイルを取得することが可能。

### (エ) ソフトウェアに関する問い合わせ

プライベートクラウドで提供するソフトウェアに関する問い合わせはプライベートクラウド側で一次受けし、必要に応じて OS 提供ベンダーにエスカレーションします。

#### キ バックアップ

次の2種類のバックアップを取得する。

##### (ア) ゲストOSのバックアップ

個別情報システムの仮想マシン単位で、システム、およびデータ領域のイメージバックアップを行う。イメージバックアップはARCserve UDPを利用し、仮想マシン単位で2世代保存が可能です。

イメージバックアップの取得及び復旧作業は個別情報システム運用業者と調整した上でプライベートクラウド側が作業します。復旧を行った場合、元のゲストOSは削除されます。

##### (イ) ファイルバックアップ

個別情報システムが日々更新されるファイル等任意で必要なファイルのバックアップを取得できるようにファイルバックアップ領域を提供します。バックアップ領域へのファイル保存は、個別情報システムが任意の手法、タイミングで実行し、バックアップ領域にバックアップしたファイルは、個別情報システムの判断及び作業により任意でリストアできます。

なお、バックアップ領域に保存されたファイルは、プライベートクラウド側で更に別のサーバや遠隔地のサーバにバックアップされます。

#### ク システム監視

監視に必要な設定はプライベートクラウド側で設定します。(Linuxサーバの場合は設定手順を提供)

Windowsサーバ、Linuxサーバとともに、OS標準の監視アプリケーションを利用するため、追加アプリケーションは必要ございません。プライベートクラウドの個別情報システムに係る監視項目は次のとおりです。

監視対象	監視項目
個別情報システム	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="radio"/>死活監視 仮想マシンの起動状態をpingにより監視する。</li><li><input type="radio"/>リソース監視 ディスクの使用率が指定された閾値を超えたときに通知する。</li></ul>

#### ケ ネットワーク構成

##### (ア) プライベートクラウドを利用するためのネットワーク

プライベートクラウドへの接続は、千葉市行政情報ネットワークシステム（以下「CHAINS」という。）を利用し、個別情報システムとの接続点である部門ファイアウォールの機能、サーバの負荷分散の機能についてはプライベートクラウド側の機能を利用する。

##### (イ) 常駐SEの利用するパソコンの接続

プライベートクラウドへの接続は、VPNを利用した接続を利用することとし、VPN装置までのネットワークケーブル敷設及びVPN装置が必要となる。

## (2) 開発にあたっての役割分担

本システムの構築・運用にあたり、本システム受注者と統合サーバ構築・運用業務受託者との役割分担を以下に示す。詳細については別途協議する。

項目	受注者	統合サーバ構築・運用業務受託者
仮想サーバの作成	△（必要なバッファ等の申請）	○
構築	○	×
ソフトウェアライセンスの調達		
業務ソフトウェア	○	×
DBMS (Oracle)	○	×
DBMS (Oracle 以外)	○	×
OS	△ (一部OSは、調達も受注者が実施)	○ (ただし、更新プログラム適用等は受注者が実施)
ウィルス対策ソフトウェア	○	×
その他、必要なソフトウェア	○	×
ネットワーク構築	○ (CHAINS クライアントは不要)	△ (CHIANS 接続点まで)
データ連携テスト	○	×
運用・保守 (バックアップ)	○	△ (バックアップ用ストレージ領域の割当等)
運用・保守 (バックアップ 以外)	○	△(死活監視、リソース監視)

## (3) ソフトウェアの仕様

## ア スペック

分類	区分	仕様	備考
サーバ本体	CPU 及びメモリ	100 クライアントが同時に接続した状態で、快適にシステムが使用できる能力を有すること	レスポンスタイム5~10秒程度を目安とする
	補助記憶装置	同章 1 (1) オで示したディスク以外に必要	
	光学記憶装置及び外部インターフェイス	である場合に備えることとし、RAID 構成とする。(RAID0 以外)	
	パッケージ	既製のソフトウェアを基礎とし、カスタマイズを最小限に抑えたものであること。機能の詳細については「第3章 パッケージの仕様」を参照	
	ウィルス対策ソフトウェア	Symantec Endpoint Protection ver12 又は同等品 賃貸借期間を通じて最新のウィルスパターンファイルを使用する権利を含むこと	同章 1 (1) カに記載するウイルス対策ソフトを使用する場合は、別途

			本市が指定するサーバからウイルスパタンファイルの配信を受けることが可能
	その他ソフトウェア	DBMS、各種ミドルウェア、バックアップツール等、システム運用及び保守管理（第5章参照）に必要なソフトウェアを用意すること	
バックアップ装置	機能要件	データベース及びシステム環境のバックアップが可能であり、必要時にバックアップ時点の状態に復旧することができること	別途ソフトウェアが必要であれば調達に含めること
	バックアップ頻度	日単位でバックアップを行い、7世代以上の世代管理ができること	
スイッチ等（必要な場合のみ）	機能要件	システム構成上、必要であれば調達に含めること	

※レスポンスタイムについては、10Mbpsの帯域幅で上記の性能を満たすために、端末数、通信量等を想定してシミュレーションを行なうこと。

#### イ 納入仕様

- (ア) ソフトウェアのインストールや機器の調整等、運用を開始するために必要なすべての作業を行うこと。
- (イ) アクセス制御に関し、ファイアウォール等に次の設定を施すこと。
  - a 本システムが使用するネットワーク以外には接続しないこと。
  - b システムの運用に必要最低限の通信のみを許可し他の通信はすべて遮断すること。

## 2 ハードウェアの仕様

### (1) スペック

#### ア イメージスキャナ

分類	区分	仕様	備考
本体	対応用紙	市民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、申告特例通知書等を読み込むことができる	

	解像度	フルカラー 200dpi を基準とし、下限及び上限に幅を持たせること	
	読み取り速度	A4 判 120 枚/分程度	
	その他	イメージの拡張子は、pdf, jpg, jpeg, png, tiff, tif のいずれかとすること	専用のドライバ等、別途ソフトウェアが必要であれば調達に含めること
ナンバリング機能	印字桁数	10~15 行の数字が印字できること	
	印字文字	印字文字の拡大、黒色及び黒色以外の色を使った印字、印字濃度の変更に対応していること	

#### イ 制御端末

上記アの性能を満たすことができるスペックであることとする。また、スキャナで読み取ったイメージをCD-RW等にファイル書き出しができる機能を有すること。

現契約の端末はデスクトップであり、ハードディスクのスペックを下記のとおり参考値として提示します。

CPU	Core i5 2400 3.1 GHz
メモリ	4GB
HDD	250GB

#### (2) 納入仕様

クライアントへのドライバのインストールや各種設定作業等、当該イメージスキャナを使うために必要なすべての作業を行うこと。

#### (3) セキュリティ対策

制御端末においては、以下のセキュリティ対策を行うこと。

ア 2要素認証によるアクセス制御を実施する。

イ 機器の接続や記録媒体への書き込みを制限し、マルウェアの持ち込みや不正な情報資産の持ち出しを防ぐ。

### 3 クライアント

#### (1) クライアント要件

クライアントは、上記2の制御端末を除き既存の税務システムの端末となるため、当該端末の仕様を変更することなく、使用できることとする。

クライアントのスペックは以下のとおりです。

製品名	富士通株式会社 Lifebook A577/T
ハードウェア	CPU : インテル®Core™i3 -7130U4 (2.70GHz) メモリ : 4GB HDD : 暗号化機能付フラッシュメモリディスク 128GB
ソフトウェア	OS : Microsoft Windows10 LTCS(1607) 64bit 版 ブラウザ : Microsoft Internet Explorer11

クライアントにインストールするソフトウェア及び各種コンポーネント等は本市と協議し、システムを運用する上で必要最小限なものにとどめること。

#### (2) 台数

同時接続が100台とする。

#### (3) 納入仕様

- ア インストールするソフトウェアは製品として提供されているもので、メーカーからのサポートサービスが可能であること。
- イ システムの運用開始までに、すべてのクライアントに対して必要な作業を終了させること。
- ウ クライアントは、セキュリティ対策等のため適宜バージョンアップを行うため、必要に応じて更新プログラムの適用等の対応を行うこと。

#### (4) プリンタ

税務システムのプリンタを共用するため、仕様を変更することなく、使用できることとする。なお、当該プリンタの現仕様は下記のとおりとなります。

機種：セイコーエプソン株式会社製：LP-S3550  
筐体：モノクロレーザプリンタ  
解像度：1,200×1,200dpi  
印刷速度：A4（横・片面印刷時）：40枚/分 印刷可能  
A4（横・両面印刷時）：28枚/分 印刷可能

### 4 ネットワーク

本調達の範囲において受注者が設定する作業範囲の通信における電子情報の傍受を防ぐため、通信の暗号化等、必要な対策を講じること。

## 第5章 保守仕様

本システムを安全に運用するため、以下の保守管理を行うこととします。

### 1 問題解決支援

#### (1) 保守作業の内容

本市の問い合わせに応じ、本システム全般に関する質問、相談等に回答すること。

#### (2) 連絡手段

電話、FAX、電子メールのいずれかの方法とする。

#### (3) 保守対応時間

問い合わせ受付時間は、本市開庁日の9時から17時までとし、原則1時間以内に回答を行うこととする。

なお、問い合わせのうち緊急性が高いと双方が認めるものについては、時間外であっても対応を依頼する場合がある。

### 2 訪問修理

#### (1) 保守作業の内容

ハードウェア、ソフトウェア及び中継サーバに関する障害について、機器設置場所等において次にあげる保守作業を行うこと。

- ア 障害箇所の修理及びソフトウェアの修復並びに作動確認
- イ 故障部品の修復、交換及び調整
- ウ 交換等により不要となった部品の処分
- エ 中継サーバの設定の変更等

#### (2) 連絡手段

電話、FAX、電子メールのいずれかの方法とする。

#### (3) 保守対応時間

訪問修理の受付時間は、本市開庁日の9時から17時までとし、原則3時間以内に対応を行うこととする。

なお、障害のうち緊急性が高いと双方が認めるものについては、時間外であっても対応を依頼する場合がある。

### 3 バックアップの取得

#### (1) 保守作業の内容

データベースやシステム環境のバックアップを日単位で行い、7世代以上の世代管理を行うこと。  
なお、バックアップの取得にあたっては、ソフトウェアを用いるなどして自動化し、原則として  
人の手を介さずに運用可能であることとする。

#### (2) バックアップの取得時間

原則として時間外（8時30分～17時45分以外）に行うこととする。

### 4 情報提供

#### (1) 保守作業の内容

本システムの正常な機能を維持するため次の作業を行うこと。  
なお、更新プログラムの適用については、システムに支障を与えないか事前に検証を行い、本市  
の許可を得た後にインストール作業を行うこととする。

ア パッケージの更新プログラムの提供及び適用

イ ハードウェアに関するOS等その他ソフトウェアの更新プログラムの提供及び適用

ウ 調達対象のハードウェア及びソフトウェアに関する製品情報及び技術情報の提供

エ ソフトウェアベンダーから提供される修正プログラムの情報収集、適用

オ ウィルス対策ソフトのウィルス定義ファイルの提供及び適用

※第4章1(1)カに記載するウィルス対策ソフトを使用する場合は取得並びに適用

#### (2) 連絡手段

電話又は電子メールのいずれかの方法とする。

#### (3) 保守対応時間

本市開庁日の9時から17時までとする。

なお、連絡のうち緊急性が高いと双方が認めるものについては、時間外であっても対応を依頼す  
る場合がある。

### 5 操作研修の実施

#### (1) システム導入時

システムの運用開始までに、本市担当者を対象とした操作研修を実施すること。

ア 研修の実施場所

別途本市が指定する場所

- イ 実施回数  
3回
- ウ 対象者数  
1回あたり 20人以下

#### (2) システム稼働後

令和4年度以降毎年7月以降に、新年度より新たに担当となった職員を対象とした操作研修を実施すること。

- ア 研修の実施場所  
別途本市が指定する場所
- イ 実施回数  
2回
- ウ 対象者数  
1回あたり 10人以下

### 6 保守状況の報告

#### (1) 作業内容

同章1から5までの作業結果を報告書にまとめ、本市担当者に報告すること。このとき、報告書には以下の事項を含めること。

- ア 作業日時
- イ 作業結果
- ウ 障害発生状況の推移
- エ 作業結果から推測される課題及びその対策

#### (2) 報告の頻度

保守作業等完了後、必要に応じ都度実施する。

#### (3) 報告の方法

別途本市が指定する場所で報告会を開催すること。ただし、重要な議題がない場合等、本市担当者が報告会の開催を不要と判断したときは、電子メールによる報告書の提出により報告会の開催に代えることができるものとする。

### 7 本システムの情報セキュリティに関する会議の開催

#### (1) 議題

本システムの情報セキュリティの見直しを実施するための会議体などを定め、情報システム責任者を主催者として定期的に開催する。

(2) 頻度

- ア 本システムにおける情報セキュリティの見直しが必要となるときを開催すること。
- イ 情報システム責任者を対象に情報セキュリティの動向等に関する研修会を開催すること。

(3) 実施場所

別途本市が指定する場所

## 第6章 再委託について

本契約に基づく業務の第三者への委託に関する取扱いについては、次に定めるものとする。

- (1) 受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、事前に、本市に対し、委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、本市の承諾を得ること。
- (3) 受注者は、業務の一部を第三者に委託した場合、当該委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、当該委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

## 第7章 その他の留意事項

### 1 監督及び検査

監督及び検査の方法に関し、以下の事項を順守することとします。

- (1) 本契約の適正な履行を確保するため必要と認める場合は、本市が定めた監督員を本システム機器の調整場所、その他必要な場所に派遣し監督を行うことができるものとします。
- (2) 受注者は、本市が定めた監督員の質問、検査及び資料の提出等の指示に応じ、かつ、修正要求があつたときは、これに応じることとします。
- (3) 受注者は、本システム機器の設置及び設定、調整の作業が完了したときは、本市が定めた検査員に対してその旨を報告し検査を受けなければならない。また、受注者は、賃借期間の満了等により本システム機器を撤去する際は、撤去作業及び電子情報の消去を行い、証跡と共に本市へ報告し、確認を受けることとします。
- (4) 上記検査の他に、賃借期間中は必要に応じて中間検査を実施するものとします。

### 2 賃借期間終了時の取扱い

賃借期間終了時の取扱いについて、以下の事項を順守することとします。

- (1) 賃借期間の満了時は、次号に示す対応を原則とするが、本市が業務上の必要により再リースを申し入れた場合は、受注者は合理的な条件の下、これに応じることとします。
- (2) 賃貸借終了時には、ハードウェアの解体及び搬出を行うとともに、本システムが保持しているデータを千葉市に無償で引き渡すこととします。また、次期受注者の納品する次期システムの仕様の都合で、千葉市に引き渡すデータの仕様に変更を加える必要が生じた場合には別途調達を実施するため、当該調達における本市の求めがあった際には応じることとします。
- (3) 撤去作業、電子情報の消去作業及びそれらに係る報告は、再リースの契約で受注者が引き続き同等の義務を負う場合には、本件調達による賃借期間の満了時の履行を免じる。(再リースの条件を設定する際、当該作業に係る経費を本件調達と重複して算入することはできない。)

### 3 守秘義務について

- (1) 受注者は、業務上知り得た本市が保有する非公開のものとして管理する一切の機密情報及び個人情報(以下「秘密情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。なお、本契約の業務に従事することとなった者について、守秘義務に関する誓約書を本市に提出すること。

- (2) 受注者は、本市の指示又は承諾があるときを除き、秘密情報を業務以外の目的に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- (3) 受注者は、本市の指示又は承諾があるときを除き、本市から貸与された秘密情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- (4) 受注者は、本市から貸与された秘密情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに本市に返還し、又は引き渡すものとし、本市の承諾を得て行った複写又は複製物については、本市の指示に従い廃棄又は消去しなければならない。当該返還等及び廃棄等に伴う費用は受注者が負担することとする。
- (5) 受注者は、秘密情報の漏洩、滅失、毀損その他の事故若しくは前各項に掲げる事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに本市に報告するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって本市に報告し、本市の指示に従いその解決に努めなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (6) 本市は、前項の事故又は事態が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断した場合で、かつ、受注者が適切な説明責任を果たす必要があると認めるときは、その事故又は事態の公表を行うことができる。

#### 4 長期継続契約

本契約は、千葉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年千葉市条例第9号）に基づく契約である。

本契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本市の会計年度予算の当該賃借料が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行うものとする。